

中小企業診断士 業務内容

中小企業支援法により「経営診断及び経営に関するコンサルティング」を行います。企業の成長戦略策定やその実行のためのアドバイス、中小企業と行政・金融機関等を繋ぐパイプ役、また、公的支援事業などの経営資源の確保のための業務を行います。

企業の成長戦略の策定

策定した成長戦略を実行するに当たって具体的な経営計画を立て、その実績やその後の経営環境の変化を踏まえた支援を行います。

経営支援協力事業

取引先中小企業の経営改善に取り組む地域金融機関と連携して、経営診断・助言、経営相談や情報提供などにより、活性化に協力しています。

経営資源の確保

経済産業省・中小企業庁などが支援する補助金、助成金の相談・申請を行います。

※その他、中小企業診断士が対応可能な業務

●他士業・専門コンサルタントにご相談・ご依頼がございましたら、お気軽に川口人事労務総研までお問い合わせ下さい。